

亀山市職員の定年等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月31日

亀山市長 櫻井 義之

亀山市規則第5号

亀山市職員の定年等に関する規則の一部を改正する規則

亀山市職員の定年等に関する規則（令和5年亀山市規則第8号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>(定年前再任用の原則)</p> <p>第17条 任命権者は、定年前再任用（条例第12条又は条例第13条第1項の規定により採用することをいう。以下同じ。）を行うに当たっては、<u>法第13条に定める平等取扱いの原則、 法第15条に定める任用の根本基準及び 法第23条に定める人事評価の根本基準</u>に違反してはならない。</p> <p>[2 略]</p> <p>(定年前再任用の選考に用いる情報)</p> <p>第19条 条例第12条及び条例第13条第1項の規則で定める情報は、定年前再任用希望者についての次に掲げる情報とする。</p> <p>(1) <u>人事評価の結果その他勤務の状況</u>を示す事実に基づく従前の勤務実績</p>	<p>(定年前再任用の原則)</p> <p>第17条 任命権者は、定年前再任用（条例第12条又は条例第13条第1項の規定により採用することをいう。以下同じ。）を行うに当たっては、<u>法第13条に定める平等取扱いの原則及び 法第15条に定める任用の根本基準</u>に違反してはならない。</p> <p>[2 略]</p> <p>(定年前再任用の選考に用いる情報)</p> <p>第19条 条例第12条及び条例第13条第1項の規則で定める情報は、定年前再任用希望者についての次に掲げる情報とする。</p> <p>(1) <u>勤務状況</u>を示す事実に基づく従前の勤務実績</p>

[(2) 略]

[(2) 略]

備考 表中の [] の記載は注記である。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。